山形県賃金引上げ緊急支援金 支給要綱

（趣旨）

第１条　県は、物価高を上回る所得増加の実現に向けて、県内中小企業者等における賃上げを支援するため、この要綱の定めるところにより、山形県賃金引上げ緊急支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で支給する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）「賃金」とは、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第４条において支払わなければならないこととされている賃金をいう。

（２）「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する事業者をいう。

（３）「中小企業者の範囲で事業を営む者」とは、中小企業基本法第２条第１項において「会社」を「法人」と読み替えた場合に、同項各号のいずれかに該当する者とする。なお、資本金がない法人については、資本金は０円であるものとみなす。

（４）「個人事業主」とは、山形県内税務署へ開業届を提出している者をいう。

（５）「正規雇用労働者」とは、次に掲げるもの全てに該当する者をいう。

ア　期間の定めのない労働契約を締結している者であること。

イ　派遣労働者として雇用されている者でないこと。

ウ　同一の事業者に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。ただし、正社員待遇が適用されていない正社員としての試用期間中の者を除く。

（６）「非正規雇用労働者」とは、前項に規定する者以外の者をいう。

（７）「キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）」とは、雇用保険法施行規則（昭和５０年労働省令第３号）第１１８条の２第６項において定められたものをいう。

（８）「みなし大企業」とは、次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう

ア　発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業（中小企業者以外の者であって事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者等

イ　発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者等

ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者等

エ　発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウまでに掲げる中小企業者が所有している中小企業者等

オ　アからウまでに掲げる中小企業者等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等

（９）「常時使用する労働者」とは、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第２０条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、次に掲げるものに該当しない者とする。

ア　会社役員又は個人事業主

イ　日々雇い入れられる者（１日単位の契約で働く者）

ウ　２か月以内の期間を定めて使用される者

エ　季節的業務に４か月以内の期間を定めて使用される者

（１０）「公益法人等又は協同組合等で事業規模の大きい者」とは、主たる業務の業種により中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者とならない者をいう。

（対象事業者）

第３条　支援金の対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）次に掲げるものすべてに該当する法人

ア　中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法（昭和４０年法律第３４号）第２条に規定する法人のうち、公益法人等、協同組合等及び普通法人に該当するもの。ただし次の（ア）から（カ）までに該当する者は除く。

（ア）構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの(同窓会、同好会等)

（イ）特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）

（ウ）国や県、市町村が設立した法人

（エ）法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体又は運営費の大半（５０％以上）を公的機関から得ている法人等

（オ）みなし大企業

（カ）公益法人等又は協同組合等で事業規模の大きい者

イ　山形県内に本社、主たる事業所、又は支店・営業所等を有すること（県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている場合を除く。）。

ウ　山形県内の事業所に常時使用する労働者を１人以上雇用していること 。

エ　山形県税に未納がないこと 。

オ　過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取消等を受けたことがないこと 。

カ　過去５年間に重大な法令違反がないこと 。

キ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと 。

ク　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

（ア）役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められること。

（イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

（ウ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していること。

（エ）役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

（オ）役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

ケ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等に基づく更生及び再生手続きをしていないこと 。

コ　直近の決算等において、租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４２条の１２の５に規定する給与等の支給額が増加した場合の税額控除（以下「賃上げ促進税制」という。）を適用されていないこと 。

（２）次に掲げるものすべてに該当する個人事業主

ア　山形県内税務署へ開業届を提出している個人事業主

イ　中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、前号ウからコまでの全ての要件に該当するもの。ただし、コについては「第４２条の１２の５」を「第１０条の５の４」に読み替えるものとする。

（支給要件）

第４条　支援金の支給の対象となる賃金の引き上げ及び労働者並びにその他の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）令和７年１０月１日から令和７年１２月２３日までの間に１時間当たりの賃金の額が１，０３２円未満の従業員の賃金を６４円以上引上げ、１，０３２円以上にすること 。ただし、１２月２３日までに１時間あたりの賃金を１，０３２円以上とし、その後１２月２３日以前に遡って合計６４円以上となる引き上げを行った場合も対象とする。

なお、令和７年１２月１６日に成立した国の補正予算で支援される賃上げ分（例：医療・介護パッケージ、保育士・幼稚園教諭の処遇改善など）等、国や県、市町村の交付金との重複支援となる場合は、これらの賃上げ分を引上げ額として含めないこととする。

（２）賃金を引き上げる労働者は、申請時点において山形県内の事業所に勤務し、最低賃金法の適用を受ける正規雇用労働者及び非正規雇用労働者（令和７年度及び令和８年度に厚生労働省のキャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の適用を受けた従業員又は受ける見込みの従業員は除く。）であること。ただし、非正規雇用労働者については、所定労働時間が週２０時間以上であること。

（３）賃金を引き上げてから支援金の申請時まで、引上げ後の賃金の支払い実績があること。

（４）賃金を引き上げてから、雇用及びそれ以上の賃金水準を１年以上継続すること。

（支給金額）

第５条　支給額は、次の各号に掲げる金額に前条第１号から第４号までに規定する要件を満たす労働者数を乗じて得た額の合計額とする。ただし、１事業者当たりの上限額は１，５００万円とする。

（１）７７円以上賃上げした正規雇用労働者１人当たり　５万円

（２）７７円以上賃上げした非正規雇用労働者１人当たり　３万円

（３）６４円以上７７円未満賃上げした正規雇用労働者１人当たり　４万円

（４）６４円以上７７円未満賃上げした非正規雇用労働者１人当たり　２万円

（申請等の手続き）

第６条　支援金の支給を受けようとする事業者は、令和８年２月２０日から令和９年１月２９日までに山形県賃金引上げ緊急支援金申請書（様式第１号）及び従業員一覧表兼給与計算シート（様式第２号）に次の各号に掲げる書類を添付して、原則専用ＷＥＢサイトから電子申請により知事に提出するものとする。

（１）　支給対象従業員に係る賃金引上げ前及び引上げ後の労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写しなど

（２）　賃金台帳の写し（賃金改定前月及び賃金改定後から申請時まで）

（３）　支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）がわかる書類（預金通帳の写しなど）

（４）　賃上げ促進税制を利用していないことが確認できる書類（法人は法人税申告書　別表１、別表６（６）の写し、個人事業主は確定申告書　第１表、第２表の写しなど）

（５）　（１）～（４）に掲げるものの他、知事が必要と認める書類

（支給の決定等）

第７条　知事は、前条の規定による支給申請があったときは、内容を審査し、適正であると認めるものについては支給を決定し、山形県賃金引上げ緊急支援金支給決定通知書（様式第３号）により通知するとともに、申請書に記載された支援金振込先の口座に支援金を振り込むものとする。

２　前項における審査の結果、不適正であると認めるものについては、山形県賃金引上げ緊急支援金不支給決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第８条　知事は、支援金の支給を受けた事業者（以下「受給事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、期限を定めて、その支援金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（１）偽りその他不正の行為により支給決定を受けた場合

（２）第３条の要件を満たさないことが判明した場合

（３）第４条の要件を満たさないことが判明した場合

（４）その他、知事が適当でないと認めた場合

（帳簿の備付等）

第９条　受給事業者は、支援金に係る収支に関する帳簿及び関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後５年間保管しなければならない。

２　知事は必要があると認めるときは、受給事業者に対し必要な書類の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和８年２月１７日から施行する。

この要綱は、令和８年９月２９日から施行する。